

第3章 明治2年の「金銭札」の発行

1. 金銭札発行の背景

戊辰戦争において、いわゆる官軍側としての立場を保持して維新の難局を乗り切った弘前藩にとって、維新の激動はそれで終結したわけではなかった。すなわち明治初年の奥羽戦争と函館戦争の官軍基地となることを余儀なくされ、弘前藩ではそれらに関わる出費が藩財政に負担として重くのしかかった。実に49万4千両余りに上った総軍費は藩庫を空にしたともいわれ、同藩は財政窮乏に喘ぐことになった。さらに明治2年（1869）の夏の気候は冷涼で悪天候が続き、同年は凶作となった。財政難に加えて、このような凶作はより深刻な打撃を藩へ与えた。

明治4年（1871）の廃藩置県の後弘前藩が政府大蔵省へ提出した「藩債調書」（国立史料館蔵）によれば、同藩の負債額は次のようなものであった。

表1 弘前藩の負債額

金額	負債の種類
@金6万4千両	朝廷より貸し付けられた8万両のうち返納分を除いた残りの額
@金21万3,478両余り	大坂負債額
@金565両余り	北国筋負債額
@金34万6,189両余り	東京負債額
*総計、金62万4,232両余り	

このように、大坂と東京を中心とした巨額の負債を抱えて、藩財政の破綻は決定的であった。そこで弘前藩では、新政府より発行されていた太政官札の借用を願い出た。当時、新政府は諸藩へ対して、石高の割合に応じて太政官札を貸し付けていたが、弘前藩は10万両の借用方を申し込んだ。新政府から同藩への回答は貸付け額2,500両であったから、これではとうてい足りず、同藩は、この2,500両を準備金として3万両を限度とした藩札の発行を願い出て実施しようとした。結局、その金額で新政府の許可を得て、明治2年8月、御用商人の預り札として「金銭札」を発行するに至った（『津軽承昭公伝』歴史図書社 1976年復刊）。

この金銭札は、前記のように太政官札を準備金として、さらに今村久左衛

門を始めとする当時の弘前藩の御用商人4名の信用の下に発行された。しかし前述の凶作に加え財政好転の兆しも全く見えないことから、弘前藩は政府へ新たに10万両の発行許可を願い出ることになり、さらに諸経費の増大から、ついには30万5千両もの多額の金札発行に踏み切らざるを得なかったといわれる。

明治4年（1871）11月、弘前藩より明治政府へ提出された「藩札高調帳」（国立史料

表2 金銭札の発行額

種 類	金 額
壹両札	10万5,010 両
貳分札	6万7,000 両
壹分札	6万9,000 両
貳朱札	3万3,625 両
壹朱札	2万0,971 両余り
三百文札	5,720両余り (572 貫28文目)
二百文札	4,200両 (420 貫文)

館蔵)によって、金銭札発行の概要が窺われる(表2参照)。

金銭札の種類は、次のようなものであった。金札は1両札、2分札、1分札、2朱札、1朱札の5種類、銭札は300文札、200文札の2種類であった。金銭札については、後掲の各金銭札の実物を複写したものを参照されたい。各発行額は、金札の総計29万5,606両余り、銭札の総計9,920両余り、全体の合計30万5,526両余りとなり、前記の30万5千両の発行は数値の上からも間違いではない。

2. 金銭札の整理

明治2年(1869)5月、明治政府は通貨の統一と流通の混乱收拾のため、太政官札の製造中止を布告し、同4年の廃藩置県に至って全くその流通を禁ずるに至った。また各藩へも、藩札の流通禁止とそれ以上の発行を認めない方針を通達し、強力にその実施を迫った。

『歴代記類』明治4年4月14日の条によれば、弘前藩では明治政府の意を受けた金銭札の消却として、弘前城下の^{こんや}紺屋町の川端で焼却を行ったが、約4万4,700両を廃棄したに過ぎなかった(『弘前市史』明治・大正・昭和編 名著出版 1973年復刊)。廃藩置県の後、弘前から青森へ県庁を移転して新たな知事を迎え、改めて弘前藩の藩札発行と消却の状況を調査したところ、前記の「藩札高調帳」によれば、次のような事態であった。

金札は4万4,722両余り、全体としては約15%の消却引き換え率であった(表3参照)。したがって同時期の金銭札の未消却分は、最大26万803両余りと、膨大な量に上った。しかし青森県では、それでも同年の12月に旧藩札である金銭札を流通させようと試み、同年7月14日の金銭札の相場(太政官

表3 明治4年の金銭札の焼却状況

札の種類	金額	引換え焼却分	引換え率
壹両札	10万5,010 両	8,270 両	8%
貳分札	6万7,000 両	6,865 両	10%
壹分札	6万9,000 両	16,042.2両	23%
貳朱札	3万3,625 両	8,937.1 両	27%
壹朱札	2万971 両余り	4,608 両余り	22%
三百文札	5,720両余り (572 貫28文目)	不明	
二百文札	4,200両 (420 貫文)	不明	

札1両に
対して、
金銭札は
1両3分
2朱-前
掲『津軽
承昭公伝』
による)
で通用さ
せるとの
布令を出
した(み
ちのく双
書23集

『青森県

歴史』第1巻 青森県文化財保護協会 1967年)。このような布令が出されること自体、すでに県内の金銭札に対する信用が急速に下降していることを示唆するものであった。

青森県は、26万両余りの消却は不可能と考え、政府へ援助を申し出た。明治政府は、翌5年2月、旧藩知事家禄のうち4万石をもって5か年割りの消却と引き換えを行うことを許可し、藩札引き換え分として金10万円を下付した(前掲『津軽承昭公伝』)。そして同年5月19日、次のような布令が出された(前掲『青森県歴史』第1巻)。

元弘前藩紙幣引換所を設け、当県に於て月々引換候筈、当二月中相達置

候処、此度天下一般藩造紙幣の儀は大蔵省に於て悉皆御引受、元弘前藩
紙幣の儀も同様追々御引替に相成候筈に付、 (下線筆者)

このように、旧弘前藩が発行した金銭札の引き換えは、基本的に政府大蔵省が実施する旨が言明された。しかし金銭札と引き換えられるべき新紙幣は、政府が5年(1872)6月に発行したものの全国的に通用するには数量が不足であったらしく、青森県はただちに引き換えに着手できる状態ではなかった。そのため、青森県は、5年8月、同県管内のうち七戸、田名部、三戸、福山(北海道松前)などで、旧弘前藩の藩札が広く通用している状況を踏まえて、4年7月に定めた相場で通用させ、租税や現物の納入にも藩札を使用することを許可した(前掲『青森県歴史』第1巻)。

このような情勢はようやく6年(1873)1月に至って解消し、青森県は同年1月23日、現青森市寺町蓮心寺において、2朱以上の藩札について新紙幣との引き換えを行った。その引き換え比率は、次のようなものであった(同前)。

金札1枚につき	1両は、新貨価	53銭3厘
	2分は、新貨価	26銭7厘
	1分は、新貨価	13銭3厘
	2朱は、新貨価	6銭7厘
	1朱は、新貨価	3銭3厘

銭札1枚につき	300文は、新貨価	1銭6厘
	200文は、新貨価	1銭1厘

次いで1朱以下の分については、同年3月29日の布令で、同じく青森町の^{こめ}米町為換方小野忠七方にて4月に引き換えることが伝達され、1月と4月に引き換えられた金額は、総額10万5,501円51銭6厘であった。ただし、4月

の1朱以下の藩札引き換えの際、新貨幣の準備が間に合わなかったらしく、1朱、300文、200文の3種類は、とりあえず政府の「押印」をして通用させたようである。最終的に、政府は7年10月に至って、翌11月5日から新たな銀銅貨と新紙幣に引き換えることを令達しており（同前）、ここに、明治2年以来通用してきた旧弘前藩の藩札は、その通用をすべて停止した。またこのときの引き換えの布令で注意すべきは、贋札を交換しないように、特に注意を払うべきことを令していることであろう。すなわち、このたびの金銭札もあまり精巧なものとはいえず（後掲の金銭札実物複写を参照）、おそらく贋札の横行がかなりあったのではないかと推察される。

なお引き換えられた金銭札は、明治6年7月、青森浜町の海辺で焼却され、藩札の整理は一応ここに終了した。

3. 旧藩主の負債の整理

金銭札の整理は以上の経過を経て一応の決着をみたが、前述のとおり、大蔵省は貸し付け金整理のために、旧弘前藩主津軽承昭に5か年賦で返済することを承諾させた。5か年賦の方法は、

高13万9,090両　この代4万石（石3両2分積り）

初年5,500石　2年8,600石　3年8,600石　4年8,600石

5年8,600石

とある（前掲『津軽承昭公伝』）。しかし上記の計画は、家禄の10分の9が官納となったため実施できなくなり、明治7年（1874）12月、償還残額の半額が免除され、さらにその半額を50か年賦とすることになった（同前）。この時点で返済高は2万9,897円余り、残高は10万9,196円余り、うち免除

高は5万4,598円余り、50か年賦の分は、免除高と同額の5万4,598円余りであった。

その後、明治10年（1877）に旧藩主家の家禄が全廃され公債として渡されることになったため、負債はすべて免除され、藩札の後始末はこれをもって完了した。最終的に津軽家が免除された額は、5万2,418円であった（前掲『弘前市史』）。

4. 金銭札の形態について

金銭札については、青森県立郷土館の所蔵にかかる、200文、300文、1朱、2朱、2分、1両札の実物を複写したものを、次ページ以下、1ページごとに各札の表面と裏面に並べて掲げた。

◆200 文の金銭札 (136mm×61mm)

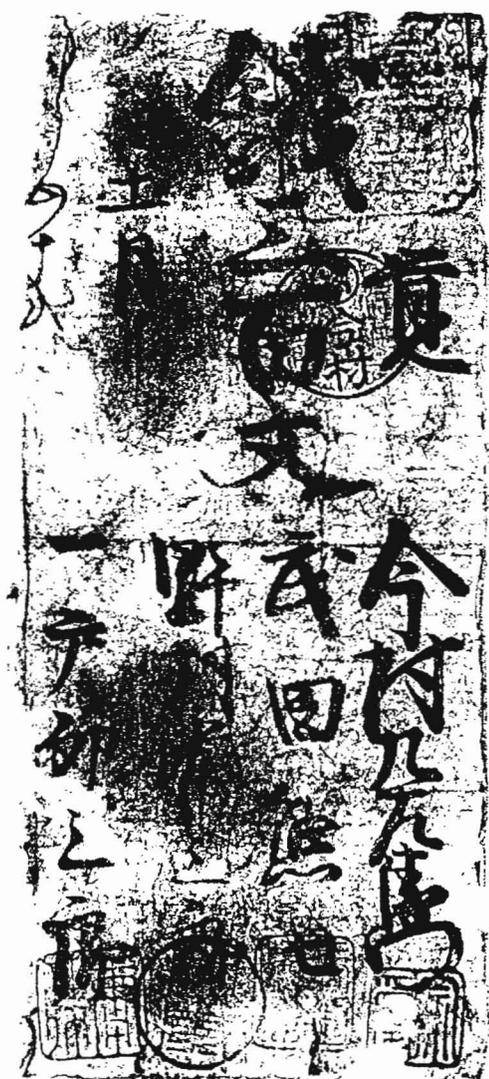


表



裏

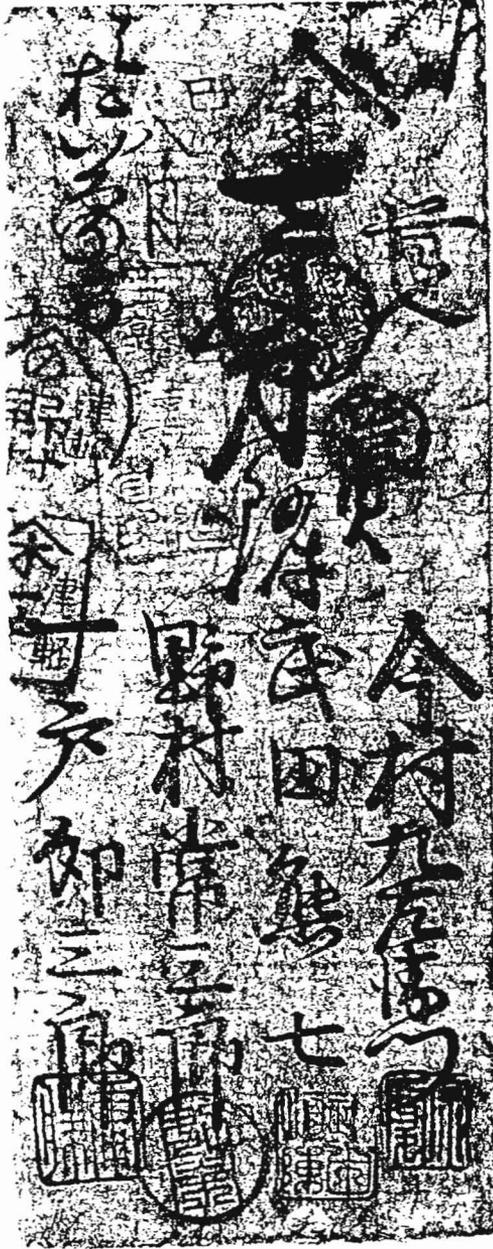
◆300 文の金銭札 (142mm×62mm)



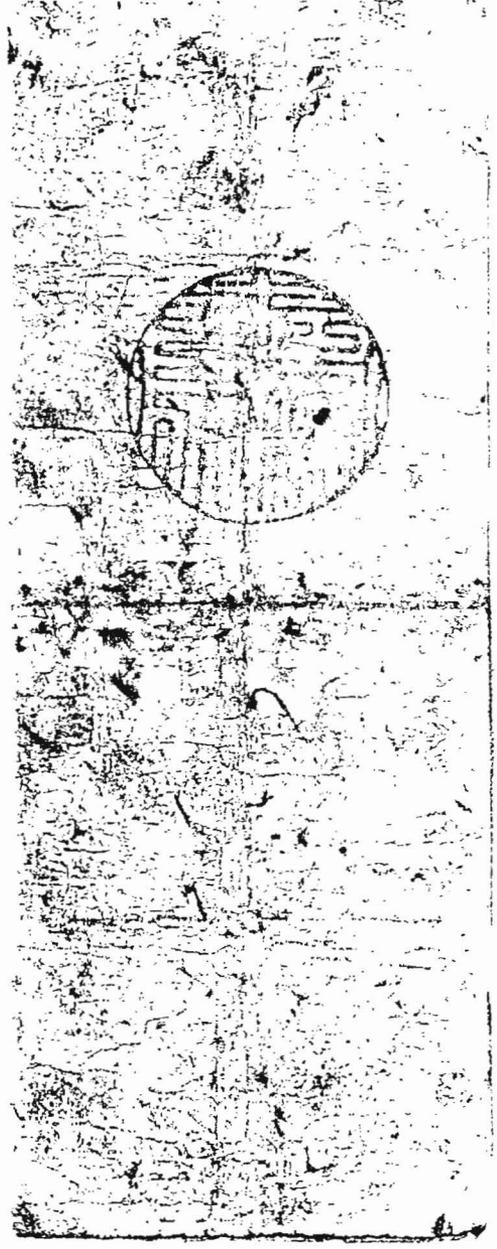
表

裏

◆ 1 朱の金銭札 (165mm×64mm)

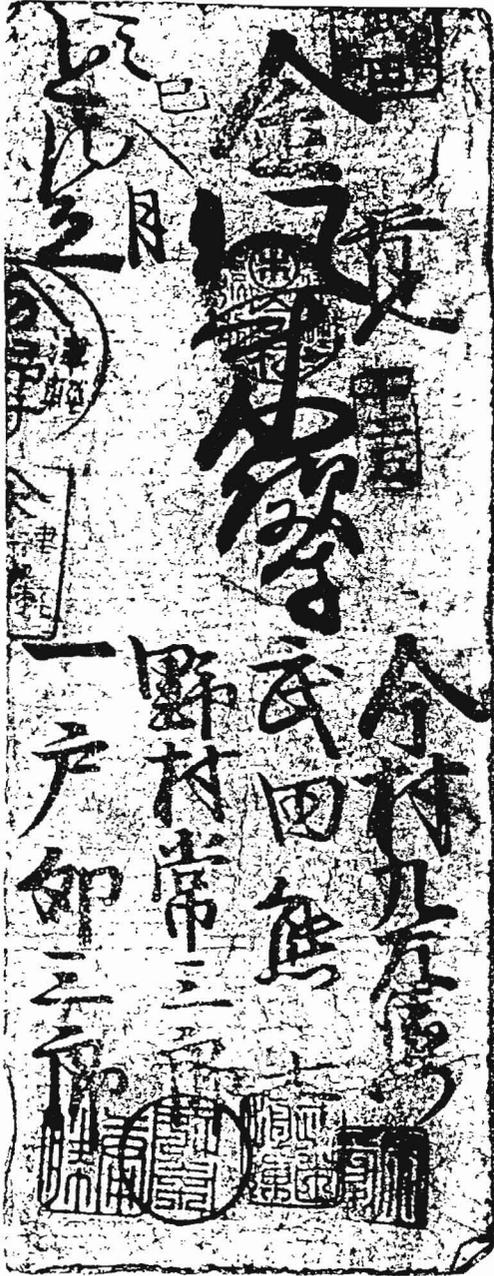


表



裏

◆ 2朱の金銭札 (168mm×65mm)

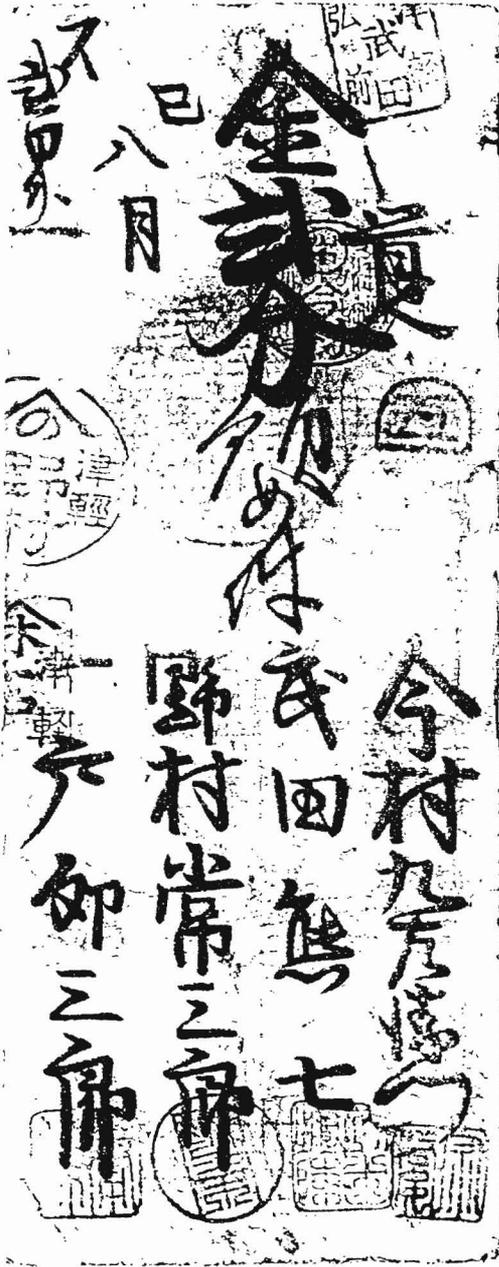


表

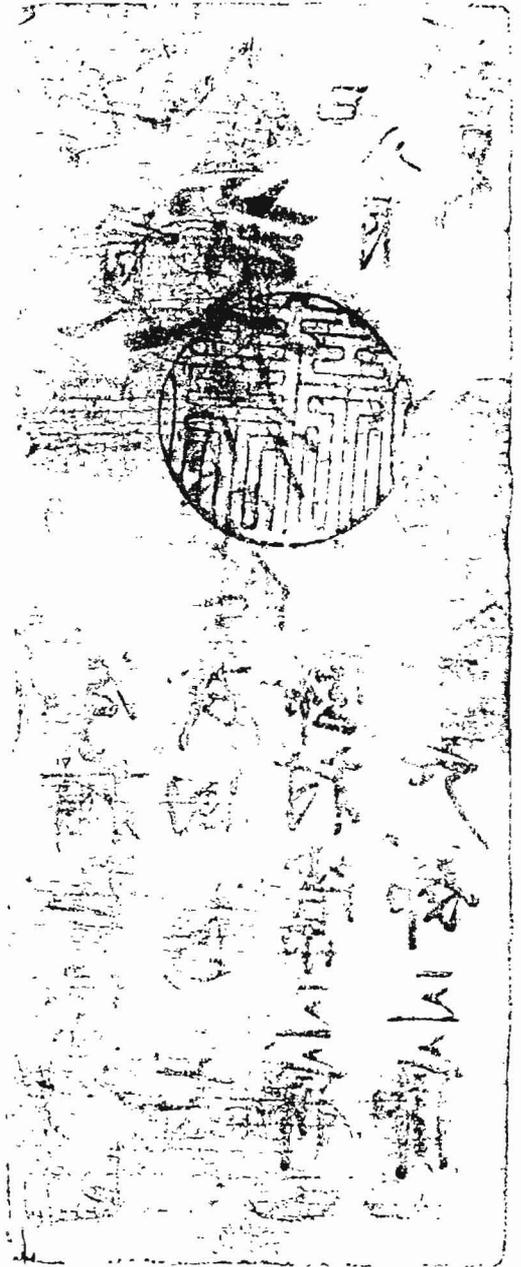


裏

◆ 2 分の金銭札 (167mm×65mm)

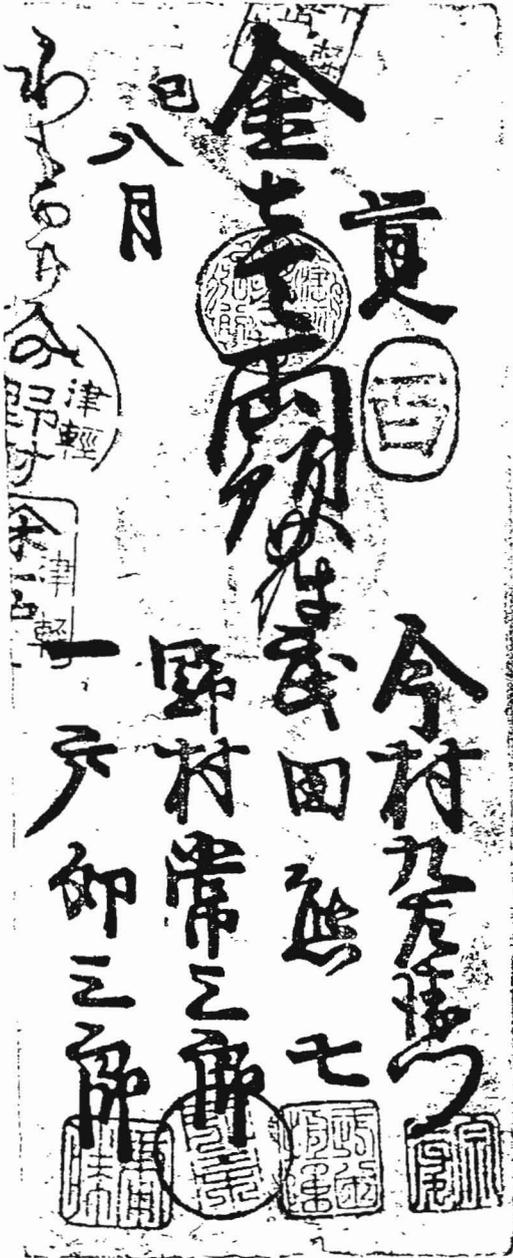


表

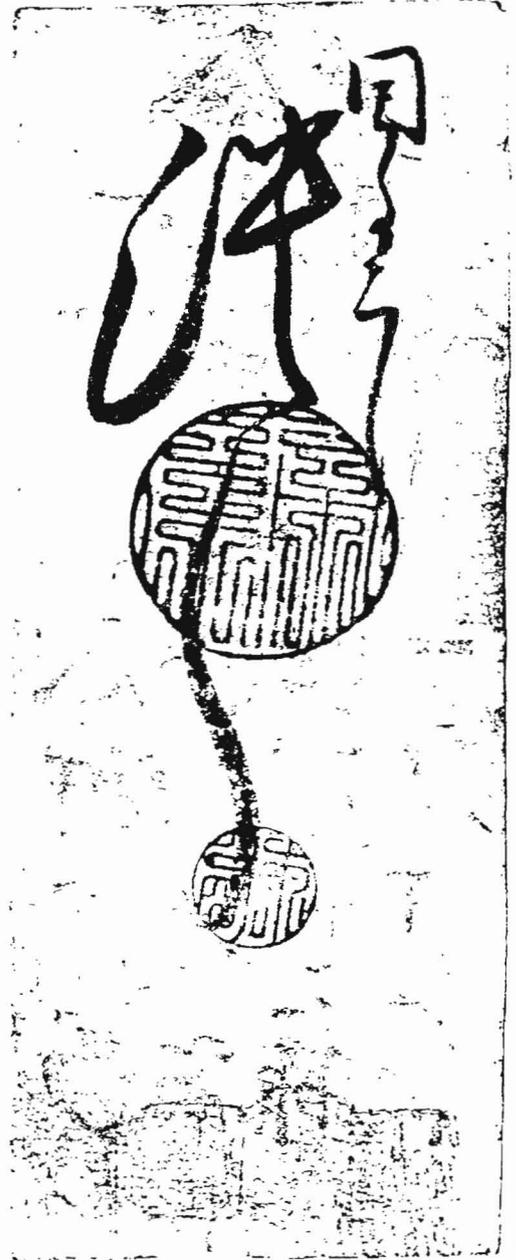


裏

◆ 1両の金銭札 (167mm×67mm)



表



裏

おわりに

以上、3章にわたって、近世の弘前藩において藩札が発行、通用させようと企図した藩札について述べてきた。各藩札の発行とその背景、通用の実態、領内経済の混乱、収拾のあり方などに関する詳細については各章をご覧いただくとして、ここでは簡単に各藩札についてまとめ、弘前藩の藩札発行とその経過に関わる全体的な特徴に言及してみたい。

18世紀中葉に実施された宝暦改革における「標符」は、厳密には藩札とはいえないともいわれているが、改革の主導者である乳井貢の、儒学者としての経綸に基づいて発行されたものであった。彼の思想については該当箇所をご覧いただくとして、標符の発行は、それによって領内の正金銭を藩札に一手に集中する、きわめて過激な内容をもつもので、領内の経済は急激にしかも一挙に混乱をきわめた。正常な経済活動が不可能となった時点で標符の通用は停止されたが、経済・金融の混乱は比較的早く回復したといわれる。乳井の失脚によって宝暦改革は終焉を迎え、標符による経済混乱とそれによってもたらされた領民の苦しみは、長く藩内で語り継がれることになった。

宝暦の改革後、藩札が発行された藩政改革は天保改革であった。これは「宮崎札」と称された預り手形であって、宮崎八十吉などの弘前藩御用達商人達が一応の責任主体となって発行された。なお形は預り手形ではあっても、正金銭に交えて御用達手形の通用が命じられているので、藩札と称してもよからう。発行の直接的な動機は、天保9年（1838）の幕府巡見使の費用を賄うために、預り手形を発行して、藩財政の窮乏と金融の閉塞状況を打開しようとしたのであった。藩札は預り手形の発行で領内の独占的な米穀購入を計ろうとしたが、あいにく天保8年は、津軽領が大凶作であって米の買い占め

が思うようにできず、宮崎札の札価が急落したことも加わって領内の経済は混乱した。また贋札の横行により札遣いの混乱が加速し、ついには札遣い停止に追い込まれた。

維新直後にも、弘前藩は「金銭札」という藩札の発行に踏み切った。これは従来の藩財政の窮乏に加えて、奥羽戦争・函館戦争の基地となったことで、同藩が他の各藩には見られない多大の出費を強いられたことに原因があった。さらに明治2年(1869)の凶作は、決定的なダメージを藩財政に与え、約62万両余りの負債を抱えた藩は、明治政府へ太政官札の借用を願い、それを準備金として藩札である金銭札の3万両を限度とする発行許可を得た。しかし実際にはその10倍の30万両余りを発行するに至り、これが領内のインフレを加速したことは疑いない。明治政府は、明治2年に太政官札発行を停止し、次いで各藩へ藩札の流通禁止を通達したが、弘前藩では、その後も発行をやめず、明治4年の廃藩置県に至って、ようやく金銭札の引き換え消却を実施するありさまであった。金銭札の引き換えと消却は、政府の新紙幣の発行が迅速に行われなかったこともあって遅延し、青森県では明治6年に至って一応終了した。また藩札発行に際して、明治政府は旧弘前藩藩主家に資金を貸し付け、5か年賦で返済させる計画であったが、償還計画にも狂いが生じ、明治10年(1877)に至って政府は津軽家へ大幅な免除を与え、ここに金銭札の後始末は終わった。

弘前藩の藩札発行の歴史的な背景を鑑みた場合、共通するのは、やはり藩の厳しい財政難が動機となっていることであり、これは近世の各藩においても普遍的に見られた事象である。とりわけ宝暦改革の標符発行が深刻な経済混乱を惹起したことが、その後の藩札発行に暗い影を落としたことは否定できず、領民が弘前藩の藩札を本来的に信用せず(藩札は信用貨幣であるにも

かかわらずである)、ひいては同藩の経済・金融政策を信頼しないという姿勢がこの時期に決定的に形作られたといっても過言ではなからう。

また天保期、明治初期の情勢を見ると、いずれも北東北地方固有の慢性的な凶作が重なった結果、藩札の発行による所期の財政の増収効果を挙げる事ができず、この点でも同藩の藩札は円滑に通用し得ない条件下にあったともいえよう。

いずれにしても、民衆の立場に立って見れば、藩政の経済・金融政策に信用を置けない状況下にあっては、藩札の発行は、藩側が正金銭を一方的に収奪する性質のものであった。しかも自らは正面に出ずに御用達商人の信用と責任を全面に押し出して藩札の通用を強行しようとする弘前藩の姿勢には、津軽領の人々が初めから不信感をもったであろうことは容易に想像できることである。また形態上から見た場合、標符は現存していないので除外するとして、宮崎札、金銭札ともに他藩と比較して作りの簡単な札であったので、容易に贋札を製造することができた。したがって贋札の横行も藩札の信用を大いに失墜させ、その流通に重大な支障を及ぼしたのであった。かくして弘前藩の藩札の通用と運営は、ことごとく失敗に帰したのである。

〔付記〕

本稿において、第1章と第2章については、特に滝沢武雄氏の『日本貨幣史の研究』（校倉書房 1966年）の研究成果を参考にさせていただいた。記して感謝する次第である。